

議第117号

負担付き寄附の受領について

県は、次により負担付きの寄附を受けるものとする。

1 寄附を受ける財産

以下の財産の持分100分の55

種 別	施設名称	所 在	構 造	延床面積 (平方メートル)
建物	本部メディアセンタ ー棟 教育研究棟 新世紀館	酒田市飯森山三丁目8番地 2、1番地168、5番地1、16 番地、17番地、18番地2、24番 地1、32番地5、94番地3、96 番地3、98番地3	鉄筋コンクリー ト造陸屋根渡廊 下付3階建	15,434.92 (持分10万分の 8万7833)

2 相手方

酒田市飯森山三丁目5番地の1

学校法人東北公益文科大学 清算人 上野 隆一

3 寄附の条件

山形県は、寄附財産を公立大学法人東北公益文科大学に出資すること。

提 案 理 由

学校法人東北公益文科大学から負担付きの寄附を受けるため、地方自治法第96条第1項第9号の規定により提案するものである。

議第118号

財産の出資について

県は、次により財産を出資するものとする。

1 出資しようとする財産

以下の財産の持分100分の55

種 別	施設名称	所 在	構 造	延床面積 (平方メートル)
建物	本部メディアセンタ ー棟 教育研究棟 新世紀館	酒田市飯森山三丁目8番地 2、1番地168、5番地1、16 番地、17番地、18番地2、24番 地1、32番地5、94番地3、96 番地3、98番地3	鉄筋コンクリー ト造陸屋根渡廊 下付3階建	15,434.92 (持分10万分の 8万7833)

2 評価額

961,039,200円

3 出資の相手方

酒田市飯森山三丁目5番地の1
公立大学法人東北公益文科大学

提 案 理 由

公立大学法人東北公益文科大学の運営に必要な財産を出資するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

議第119号

公立大学法人東北公益文科大学定款の一部変更について

公立大学法人東北公益文科大学定款（令和８年４月１日施行）の一部を次のように変更する。
別表第２中

資産の 種 別	施設名称	所 在	構 造	延床面積 (平方メートル)
建物	本部メディア センター棟 教育研究棟 新世紀館	酒田市飯森山三丁目 8 番地 2、1 番地168、5 番地 1、16番地、17番 地、18番地 2、24番地 1、32番地 5、94番地 3、96番地 3、98番地 3	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 渡廊下付 3 階 建	15,434.92 (持分10万分の 8万7833)

改める。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日から施行する。

提案理由

公立大学法人東北公益文科大学に対し、財産を追加出資することに伴い、定款を変更するため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により提案するものである。

議第120号

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて

県は、次によりあっせんを申し立てるものとする。

1 申立人

山形県知事 吉 村 美 栄 子

2 相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小 早 川 智 明

3 申立ての趣旨

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故により令和5年度に放射線対策等に要した費用として県が損害賠償を請求した金7,211,248円（以下「損害額」という。）のうち支払いについて同社と合意しない額として金2,001,905円並びに損害額に対する請求日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払うよう和解のあっせんを求める。

4 申立ての理由

東京電力ホールディングス株式会社は、損害額及び遅延損害金について、その全額を支払うことに応じていない。

5 申立て先

東京都港区西新橋一丁目5番13号

原子力損害賠償紛争解決センター

提 案 理 由

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんを申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。